

秋田市地域公共交通協議会設置要綱

(市長決裁 平成19年9月20日)

(改正 平成20年5月27日)

(設置)

第1条 秋田市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 本市における地域公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するための「秋田市公共交通政策ビジョン(仮称)」(以下「ビジョン」という。)の作成および変更に関し協議し、関係する事業を実施する。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者、その他ビジョンに定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 公安委員会および秋田県警察
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他の交通協議会の運営上必要と認められる者

2 市長は前条に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、

当該通知にかかる協議に応じなければならない。

- 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任は妨げない。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。
- 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(監査員)

第4条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(公開)

第5条 協議会は、原則として公開するとともに、協議会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課交通政策室に置く。

- 事務局の職員は、都市整備部都市計画課交通政策室の職員をもって充てる。
- 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成19年9月20日から施行する。
この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に関する事項)

- 3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の施行日(平成19年10月1日)をもって、協議会を同法第6条第1項に規定する協議会として、ビジョンを同法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画として位置づけるものとする。

秋田市地域公共交通協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（略） <u>(1) 本市における地域公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するための「秋田市公共交通政策ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）の作成および変更に関し協議し、関係する事業を実施する。</u> (2)（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略） 2（略） 3（略） <u>4 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</u></p> <p><u>第4条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</u> <u>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</u></p> <p><u>第5条 協議会は、原則として公開するとともに、協議会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。</u></p> <p><u>第6条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課交通政策室に置く。</u> <u>2 事務局の職員は、都市整備部都市計画課交通政策室の職員をもって充てる。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。</u></p>	<p>第1条（略） <u>(1) 本市における地域公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するための「秋田市公共交通政策ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）の作成および変更に関する協議ならびに実施にかかる連絡調整を行う。</u> (2)（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略） 2（略） 3（略）</p> <p><u>第4条 協議会は、原則として公開とする。</u></p> <p><u>第5条 協議会の事務局は、都市整備部都市総務課交通政策室に置く。</u></p> <p><u>第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。</u></p>

秋田市地域公共交通協議会委員名簿

	分野	所属団体等	氏名		
学識者	1	学識経験者	秋田大学工学資源学部 教授	木村 一裕	
	公共交通事業者	2	旅客鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)秋田支社 総務部長	西田 直人
3		一般乗合旅客自動車運送事業者	秋田中央交通(株) 専務取締役	伊藤 博	
4			秋田県ハイヤー協会秋田支部 支部長 あさひ自動車(株) 社長	佐藤 武義	
関係団体		5	一般乗合旅客自動車運送事業者団体	社団法人秋田県バス協会 専務理事	水野 征司
	6	秋田県ハイヤー協会 専務理事		佐藤 武彦	
	7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	秋田中央交通労働組合 執行委員長	佐々木 勝久	
	8	その他団体	秋田商工会議所 専務理事	佐藤 貞治	
市民団体等	9	住民又は利用者	暮らしを考える女性の会 会長	高橋 敦子	
	10		秋田県高等学校PTA連合会 会長	菅原 広二	
	11		秋田市PTA連合会 会長	渡辺 正宏	
	12		NPO秋田バリアフリーネットワーク 代表	佐々木 孝	
	13		秋田老人クラブ連合会 会長	和田 清恵	
	14		北部地区公共交通研究会 会長	菊地 亮也	
	15		旭北地区町内会連合会 会長	中谷 久之助	
関係行政庁等	16	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局 支局長	菊田 善昭	
	17	道路管理者	国土交通省秋田河川国道事務所 所長	柴田 久	
	18		秋田県建設交通部 次長	檜森 悦朗	
	19		秋田市建設部 部長	鎌田 金作	
	20		東日本高速道路株式会社東北支社秋田管理事務所 所長	相原 英治	
	21	秋田臨港警察署 署長	小田島 久夫		
	22	都道府県警察(公安委員会)	秋田中央警察署 署長	伊藤 幸博	
	23		秋田東警察署 署長	佐々木 清孝	
24	秋田市	副市長	大山 幹弥		

注 の丸印は、 が道路運送法施行規則第9条の3に該当、 が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に該当

道路運送法施行規則第9条の3(地域公共交通会議の構成員)

主宰する市町村長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、主宰する市町村長が必要があると認める者、道路管理者、都道府県警察、学識経験を有する者

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条(協議会の構成員)

地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者、公安委員会、利用者、学識経験者、その他の当該市町村が必要と認める者